

# 鴻巣市在宅要援護高齢者介護者手当のご案内

在宅の要援護高齢者を常時介護している方に対し、経済的負担等の軽減を図り、在宅福祉の増進に寄与することを目的とした手当です。受給者には、月額 5,000 円の手当を指定の口座に振込みます。

## ●対象者

鴻巣市内に居住する 65歳以上の在宅\*または入院中で要介護4または5の方を3か月を超えて常時介護している方（市内において住民票が1年以上同一世帯であること）。

※在宅とは自宅で生活されている方を指します。グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等にお住まいの方、ショートステイを長期間に渡り連続して利用されている方（いわゆるロングショート）は対象となりません。

## ●その他の要件

- ・介護保険料を滞納していないこと。
- ・鴻巣市在宅重度障害者介護者手当を受給していないこと（併給不可）。
- ・介護者は要介護2～5の認定を受けていないこと。

## ●手続き及び利用方法

### ○新規の方

- ・在宅要援護高齢者介護者手当支給申請書の提出をしてください。審査の結果、決定となった場合は、原則として申請の翌月から支給対象となります。

### ○決定された方

- ・年2回（9月末、3月末）振込みの確認をお願いします（通知等は発送しません）。
- ・半年以上受給されている方は、6月に現況届の提出をお願いいたします。（5月末に市役所から様式を発送します。）

## ●振込み

年2回まとめて支給します。（支給額は支給対象月数×5,000円）

【支給月】

9月・・・1月～6月分      3月・・・7月～12月分

## ●変更の届出

転居や入所などの利用者に関する変更、要件に合致しなくなった場合は、必ず福祉課又は両支所福祉グループへ変更（喪失）届を提出してください。

《問い合わせ先》 ☎ 365-8601  
鴻巣市中央1-1  
鴻巣市役所 介護保険課 高齢福祉担当  
電 話 048-541-1321（内線）2672  
FAX 048-541-1328